

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5 月 29 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1

規 則

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第45号

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

第 1 条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条第18号中「（様式第18号）」を「（様式第25号）」に改め、同号を同条第25号とし、同条第17号中「（様式第17号）」を「（様式第24号）」に改め、同号を同条第24号とし、同条第16号中「（様式第16号）」を「（様式第23号）」に改め、

同号を同条第23号とし、同条第15号中「(様式第15号)」を「(様式第21号)」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 省令第46条の2第1項に規定する申請書 麻酔銃猟許可申請書(様式第22号) 第2条第14号中「(様式第14号)」を「(様式第20号)」に改め、同号を同条第20号とし、同条第13号中「(様式第13号)」を「(様式第19号)」に改め、同号を同条第19号とし、同条第12号中「(様式第12号)」を「(様式第17号)」に改め、同号を同条第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 省令第19条の12第1項に規定する届出書 認定事項変更届出書(様式第18号) 第2条第11号中「第14項」の次に「、第13条の9第7項」を、「第15条第7項」の次に「、第19条の9第5項」を、「第42条第6項」の次に「、第46条の2第6項」を加え、「(様式第11号)」を「(様式第14号)」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 省令第13条の8第1項に規定する申請書 夜間銃猟確認申請書(様式第15号)

(16) 省令第13条の9第1項に規定する申請書 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 交付申請書(様式第16号)

第2条第10号中「第7条第10項」の次に「、第13条の9第4項」を、「第15条第5項」の次に「、第19条の9第4項」を、「第42条第4項」の次に「、第46条の2第4項」を加え、「(様式第10号)」を「(様式第13号)」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号中「(様式第9号)」を「(様式第12号)」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「(様式第8号)」を「(様式第11号)」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「(様式第7号)」を「(様式第10号)」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「(様式第6号)」を「(様式第9号)」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「(様式第5号)」を「(様式第8号)」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「(様式第4号)」を「(様式第7号)」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「(様式第3号)」を「(様式第6号)」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「(様式第2号)」を「(様式第5号)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「(様式第1号)」を「(様式第4号)」に改め、同号を同条第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 法第18条の3第1項に規定する申請書 認定申請書（様式第1号）
- (2) 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書
変更認定申請書（様式第2号）
- (3) 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書
認定更新申請書（様式第3号）

第7条各号列記以外の部分中「（様式第19号）」を「（様式第26号）」に改める。

第16条中「第2条第8号」を「第2条第11号」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「（様式第22号）」を「（様式第30号）」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「（様式第21号）」を「（様式第29号）」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第12項」の次に「、第13条の9第5項及び第6項」を加え、「並びに第42条第5項」を「、第42条第5項並びに第46条の2第5項」に、「（様式第16号）」を「（様式第23号）」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「鳥獣保護員手帳」を「鳥獣保護管理員手帳」に改め、同条中「保護員に」を「保護管理員に」に、「鳥獣保護員手帳」を「鳥獣保護管理員手帳」に改め、同条を第13条とする。

第11条各号列記以外の部分中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第8号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第1項中「鳥獣保護員（以下「保護員」を「鳥獣保護管理員（以下「保護管理員」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「（様式第20号）」を「（様式第28号）」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出）

第8条 法第18条の7第4項の規定による届出をしようとする者は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届（様式第27号）を知事に提出するものとする。

様式第22号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、「鳥獣の保護及び狩

猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第21号中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第20号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第19号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第26号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第27号（第8条関係）

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第18号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第17号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第16号中「（第2条、第13条関係）」を「（第2条、第14条関係）」に、「で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、「第7条第12項」の次に「、第13条の9第5項、第13条の9第6項」を、「第42条第5項」の次に「、第46条の2第5項」を加え、

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 承認証
----------	---

を

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 承認証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証
----------	--

に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第15号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第21号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第22号（第2条関係）

麻酔銃猟許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名

印

次のとおり住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

職業	
生年月日	年 月 日
使用する麻酔薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならぬ理由	
捕獲等をしようとする目的	
捕獲等をしようとする期間	
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
使用する麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日	番号 交付年月日 年 月 日
※許可証交付年月日	年 月 日
	※番号

備考

- 1 捕獲等の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図等を添付すること。
- 2 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 3 住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならぬ理由欄には、生

活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域等で実施しなければならない理由、捕獲等の作業の安全性及び迅速性について他の手段と比較して麻酔銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。

- 4 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。
- 5 使用する麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日欄については、麻酔銃の所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。
- 6 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 7 文字は、楷書で明瞭りょうに記載すること。
- 8 ※印欄は、記載しないこと。

様式第14号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第13号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「行為の施行方法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第2条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法）」

を

「行為の施行方法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令第2条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法）」

に改

め、同様式を様式第19号とする。

様式第12号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第18号（第2条関係）

認定事項変更届出書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

認定証の番号		
認定証の交付年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考

- 1 変更の内容に関する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第11号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、「第7条第14項」の次に「、第13条の9第7項」を、「第15条第7項」の次に「、第19条の9第5項」を、「第42条第6項」の次に「、第46条の2第6項」を加え、

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 承認証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
---------	--

を

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 承認証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
---------	--

に改め、同様式を様式第14号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第15号（第2条関係）

夜間銃猟確認申請書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり夜間銃猟に関する事項が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて確認を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の8第1項の規定により申請します。

認定証番号		
事業名		
夜間銃猟の実施日時		
夜間銃猟の実施区域		
捕獲等をする鳥獣及び目 標頭数		
夜間銃猟の実施方法	捕獲等の方法	
	安全確保策	
	捕獲等をした個体の 回収及び処分方法	
夜間銃猟の実施体制	発注者	
	現場の実施体制	
	関係機関との調整状 況及び連携方法	
夜間銃猟をする者（射手）		
住民の安全確保及び周辺 地域への注意喚起の方法		

備考

- 次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 夜間銃猟の実施区域を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図及び実施場所の状況が分かる天然色写真
 - (2) 夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面
 - (3) 射撃場所、射撃方向及びその付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (4) 夜間銃猟安全管理規程
 - (5) 認定証の写し及び認定鳥獣捕獲等事業に従事する捕獲従事者の名簿
- 2 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
 - 3 夜間銃猟の実施方法の捕獲等の方法欄には「餌付けにより誘引して射撃する方法」等の方法を記載し、安全確保策欄には明るさの確保の方法（照明器具又はナイトスコープの使用等）、バックストップの確保、着弾点の安全性の確認、捕獲等をした個体の回収方法、警戒心の高いシカを増やさないための効果的な捕獲等の方法等について具体的に記載すること。
 - 4 夜間銃猟の実施体制の現場の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置（現場責任者の配置、射手の氏名、狩猟免許番号）、緊急連絡体制等を記載すること。関係機関との調整状況及び連携方法欄には、市町村及び警察署を含む関係機関との調整状況及び連携方法等について記載すること。
 - 5 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の要件を満たす射手のうち当該申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の氏名、狩猟免許番号、使用する銃の種類、所持許可番号、所持許可証交付年月日を記載すること。
 - 6 住民の安全確保及び周辺地域への注意喚起の方法欄には、住民の立入禁止措置及び立入りの有無の確認方法等を記載すること。
 - 7 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第16号（第2条関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	

備考

- 1 従事者証交付申請者名簿（別紙1）を添付すること。
- 2 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

別紙 1

従事者証交付申請者名簿

※従事者 証番号	住所	氏名	印	職業	生年月日	狩猟免許 の種類等	摘要

備考

- 1 ※印欄は、記載しないこと。
- 2 狩猟免許を申請者が現に受けている場合は、狩猟免許の種類等欄に当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。
- 3 摘要欄には、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

1 の備考の 2 中「こと」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加え、同様式の別紙 1 の備考の 2 を同様式の別紙 1 の備考の 3 とし、同様式の別紙 1 の備考の 1 の次に次のように加え、同様式を様式第12号とする。

- 2 狩猟免許を申請者が現に受けている場合は、狩猟免許の種類等欄に当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日を記載すること。

様式第 8 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

捕獲等又は採取等の区域 （鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合は、その旨）
--

を

捕獲等又は採取等の区域 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合は、その旨）

に、

研究の事項及び方法（学術研究を目的とする場合に限る。）	
-----------------------------	--

を

研究の事項及び方法（学術研究を目的とする場合に限る。）	
狩猟免許の種類等	

に改め、同様式の備考の 5 を同様式の備考の 8 とし、同様式の備考の 4 の次に次の

ように加える。

- 5 捕獲等又は採取等の目的欄には、「学術研究（生態調査）」、「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」、「保護（傷病鳥獣）」等の捕獲等をする事由を記載すること。
- 6 狩猟免許の種類等欄には、申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合は、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日を記載すること。
- 7 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日欄には、銃器の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）。

様式第8号の別紙1の備考の3中「こと」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加え、同様式の別紙2中

「申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量

を

「申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量

に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「、鳥獣の保護

- (5) 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定証（省令第19条の9第1項に規定するもの）の写し、認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面、申請1年以内に本県において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面（省令第65条第1項第9号に該当する者に限る。）

様式第5号の備考の8中「(8)」を「(9)」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性試験の結果		
			視力	聴力	運動能力
網猟免許	号				
わな猟免許	号				
第1種銃猟免許	号				
第2種銃猟免許	号				

を

(5) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合は、狩猟について必要な適性を有することの確認						
<input type="checkbox"/> 適性の確認						
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性試験の結果			適性試験の免除
			視力	聴力	運動能力	
網猟免許	号					
わな猟免許	号					
第1種銃猟免許	号					
第2種銃猟免許	号					

に改め、同様式の備考の1の(1)中「銃砲刀剣類所持等取締法」の次に「(昭和33年法律第6号)」を加え、同様式の備考の1に次のように加え、同様式を様式第7号とする。

(4) 適性の確認がなされた場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について作成した次に掲げる事項を記載した書面

ア 対象となる事業従事者の氏名

イ 適性を有することを確認した日

ウ 適性を有することを確認した方法及びその結果

様式第 3 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無

を

「(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無

に、

「(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 52 条第 1 項の規定により狩猟免許が取り消されたことの有無

を

「(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 52 条第 1 項の規定により狩猟免許が取り消されたことの有無

に改め、同様式の備考の 1 の(1)中「銃砲刀剣類所持等取締法」の次に「(昭和 33 年法律第 6 号)」を加え、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 2 号の (表) 中

「 上記の者は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 31 条第 1 項の規定による立入りをする職員であることを証明する。 」を

「 上記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 31 条第 1 項の規定による立入りをする職員であることを証明する。 」に

改め、同様式の (裏) 中

「 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (抜すい) 」を

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (抜粋)」に、

「第 28 条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。 」を

「第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。」

「(1)～(3) (略)

(4) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、」を

「(1)～(4) (略)

(5) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、」に、

「(5)」を「(6)」に、「(10)」を「(11)」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第1号の(表)中

「上記の者は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第30条第3項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。」を

「上記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第3項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。」に

改め、同様式の(裏)中

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜すい)」を

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)」に、

「10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため必要があると認めるときは、第7項の許可に条件を付することができる。」を

「10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第7項の許可に条件を付することができる。」に、

「別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者又は同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を継承した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命ずることができる。」を

「別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者若しくは同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を継承した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」に、

「(6) 第15条第10項、第22条第1項、第24条第9項、第30条第2項又は第35条第11項の規定による命令に違反した者」を

「(6) 第15条第10項、第18条の6第2項、第22条第1項、第24条第9項、第30条第2項又は第35条第11項の規定による命令に違反した者」に改

め、同様式を様式第4号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第 1 号（第 2 条関係）

認定申請書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、同法第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業による捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	別紙1 のとおり
	安全管理体制	添付資料のとおり
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無 添付資料のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料のとおり	

鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付資料のとおり		
※認定証交付年月日	年 月 日	※番号	

備考

- 1 次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
 - (3) 申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類（雇用契約書の写し等）
 - (4) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
 - (5) 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
 - (6) 事業管理者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し
 - (7) 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し（同項第2号の規定による許可の場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
 - (8) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第19条の4第1項第6号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
 - (9) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
 - ア 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講

習

イ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習

ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習

- (10) 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類
 - (11) 省令第19条の7に規定する研修に関する計画書
 - (12) 省令第19条の8第1号に規定する実績に関する書類
 - (13) 役員等が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - (14) 省令第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し
 - (15) 申請者が法第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - 3 該当する番号を○で囲むこと。
 - 4 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな、網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
 - 5 鳥獣捕獲等事業の実施体制の捕獲従事者欄については、捕獲従事者名簿（別紙1）を添付すること。
 - 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制の安全管理体制欄の添付書類は安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
 - 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
 - 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。

様式第 2 号（第 2 条関係）

変更認定申請書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により申請します。

認定証の番号		
認定証の交付年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考

- 1 変更の内容に関する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 3 号（第 2 条関係）

認定更新申請書

富山県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名 印

次のとおり認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第6項において準用する同法第18条の3第1項の規定により申請します。

認定証の番号		
認定証の交付年月日	年 月 日	
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	別紙1のとおり
	安全管理体制	添付資料のとおり
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無 添付資料のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料のとおり	

鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付資料のとおり
研修の実施状況	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること（認定申請の際に添付した書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。）。
- (1) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
 - (3) 申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類（雇用契約書の写し等）
 - (4) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
 - (5) 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
 - (6) 事業管理者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し
 - (7) 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し（同項第2号の規定による許可の場合は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
 - (8) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第19条の4第1項第6号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
 - (9) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）

ア 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習

イ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習

ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習

(10) 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類

(11) 省令第19条の7に規定する研修に関する計画書及び研修の実施状況に関する報告書

(12) 省令第19条の8第1号に規定する実績に関する書類

(13) 役員等が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面

(14) 省令第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し

(15) 申請者が法第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 法人の代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

3 該当する番号を○で囲むこと。

4 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな、網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。

5 鳥獣捕獲等事業の実施体制の捕獲従事者欄については、捕獲従事者名簿（別紙1）を添付すること。

6 鳥獣捕獲等事業の実施体制の安全管理体制欄の添付書類は安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。

7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。

8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(自然保護課)
